

株式会社U-S t e l l a

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社U－S t e l l aと称し、英文では U-Stella Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入並びにこれらに関するコンサルティング業務
- 2 インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス並びに情報収集サービス
- 3 音声及び映像のソフトウェアの企画、制作、販売並びに賃貸
- 4 情報の収集、分析、管理及び処理サービス業、情報提供サービス業並びに情報処理に関する研究及び開発
- 5 パンフレット、キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の販売
- 6 タレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理
- 7 有料職業紹介事業
- 8 通信販売業務
- 9 通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれに係る機器及び装置類の販売
- 1 0 書籍の企画、編集、製作、出版及び販売事業
- 1 1 電子出版物の制作、販売及び仲介
- 1 2 作詞、作曲、編曲及び写譜の受託
- 1 3 楽譜の出版、販売及び輸出入
- 1 4 古物営業
- 1 5 文化、研究、芸術、スポーツ等の国際交流事業の企画、立案及び実施
- 1 6 映画、音楽、美術、演劇、演芸、講演その他の文化事業及びスポーツ事業の企画、制作、興行、その施設の運営及び請負並びにその関連商品の販売
- 1 7 衣料品、衣料雑貨品、装身具、鞆、時計及び文房具の企画、製作並びに販売
- 1 8 日用雑貨及び服飾雑貨の販売
- 1 9 事務用品の販売
- 2 0 酒類の販売
- 2 1 生鮮食品、保存食品及び加工食品の販売
- 2 2 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 貸借対照表の内容である情報の公告は、会社法第440条第3項の規定による措置を取ることとする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる全ての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

- 2 代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故又は支障があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会設置会社)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社は、取締役 3 名以上を置く。

(監査役設置会社)

第 21 条 当社は、監査役を置き、その員数は 3 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第 22 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の解任)

第 23 条 取締役及び監査役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

3 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 会社の業務執行は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを行う。

(報酬等及び退職慰労金)

第 27 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が支払の提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(法令の準拠)

第 30 条 本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の関係法令に従う。

上記は東京都目黒区駒場 2 丁目 1 1 番 2 号合同会社 U - S t e l l a の組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであり、組織変更の効力を生じた日からこれを施行するものとし、代表取締役がこれに記名押印する。

令和 2 年 4 月 2 8 日

東京都目黒区駒場 2 丁目 1 1 番 2 号

株式会社 U - S t e l l a

代表取締役 後藤アロハ